



第1号様式（第6条）関係

伊勢原市協働事業提案書

平成 28 年 6 月 2 日

伊勢原市長 殿

住 所

団体名

太田道灌を大河ドラマに！推進

準備実行委員会

代表者氏名 実行委員長 三上 利栄

伊勢原市市民協働事業提案制度実施要領要綱第6条の規定により、次のとおり提案します。

提案区分	☐ 市民提案型協働事業 ☐ 行政提案型協働事業
協働事業名	太田道灌を大河ドラマに！放映を実現する運動
添付資料	(1) ○ 団体概要（第2号様式） (2) ○ 協働事業実施計画書（第3号様式） (3) ○ 協働事業収支予算書（第4号様式） (4) 規則、定款、基約、会則、○その他これに準ずる物の写し (5) ○ 会員、構成員の名簿の写し (6) ○ 前年度の活動報告書及び収支決算書の写し

第2号様式（第6条関係）

団 体 概 要

平成28年5月28日現在

団体名	太田道灌を大河ドラマに！推進準備実行委員会	
所在地	〒 [REDACTED] [REDACTED]	
代表者	実行委員長 三上 利栄	
設立年月	平成26年8月2日	
会員数	会員 33人（うち伊勢原市民31人）	
業務内容	1. 東京オリンピック時に太田道灌をNHKの大河ドラマに放映を実現する運動展開 2. 伊勢原にゆかりの太田道灌の文化の顕彰 3. 太田道灌の市内外の史蹟など見学観賞 4. 太田道灌に関する文献解説講座と本・冊子の作成と普及 5. 市外の太田道灌顕彰団体との交流 6. 大河ドラマ推進ニュースの発行とホームページ掲載 7. 道灌の祭り、集い等協力、他自治体にも祭りなど新設普及	
主な公益活動の実績	1. 毎年実施している「太田道灌の集い」の成功に貢献 2. 道灌サミット準備会を2回開催している。 3. 大河ドラマの署名を平成26年8月2日以来提唱して実施して現在全国47都道府県から5万8千筆を超えて集約している。 4. 道灌市民講座を毎年開催している。 5. 道灌冊子と写真集など作成して普及 6. 関東、静岡の道灌関連自治体に呼び掛けて署名運動を広く展開している。	
連絡担当者	氏名	三上 利栄
	所属	実行委員会
	電話	[REDACTED]
	FAX	[REDACTED]
	e-mail	なし

第3号様式（第6条関係）

協働事業実施計画書

協働事業名	太田道灌を大河ドラマに！放映を実現する運動
事業の目的	伊勢原市にゆかりのある文武両道の鑑太田道灌を 2020 年東京オリンピック開催時にNHK大河ドラマに放映を実現する運動を目的とする。この取り組みで伊勢原、関東・静岡などの地域振興と観光振興を図り、オリンピックに呼応した「伊勢原のまちおこし」をする運動に貢献する。
事業の内容	① 太田道灌を大河ドラマにと放映を実現する運動が基本。②文武両道の鑑・太田道灌の文化の顕彰運動 ③太田道灌祭りへの協力と署名の推進 ④道灌関連の自治体との友誼・交流 ⑤道灌の史蹟研究と文献、冊子などの発行と普及 ⑥ホームページへの掲載 ⑦NHKへの陳情 ⑧太田道灌の集いへの協力など目的に合致した活動展開。⑨来年度の「大河ドラマめざす集会の日程」確認。⑩その他、必要な活動にとりくむ。
スケジュール	① 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 7 月末までの運動期間。②2018 年度まで署名などの運動を展開する計画。③毎年運動目標と計画を決めて推進。別紙の計画内容でとりくむ。
協働の効果	① 伊勢原市の発展の条件として「大河ドラマの挑戦」は市民への希望を与え、また、市民ぐるみのまちおこしに一丸となって推進する力となり、ドラマ実現への可能性を大きくする。 ② 伊勢原市と市民の協働は事業に対する信頼性を高め、市民の力を発揮させる力となり、事業の実現性の展望が広く大きくなる。 ③ マスコミ・マスメディアなどに宣伝の効果大となる。
役割分担	（市民活動団体の役割） ① 賛同団体・太田道灌関連自治体との協力活動の展開と賛同の働きかけに努める。②市民協働事業の目標と計画に従い、市民への協力のとりくみ強化、署名を主導的に進めつつ、目標実現のための宣伝、組織、運営を図る。③NHKとの陳情、折衝をはかる。④講座、集いなどの際は市民参加で成功させるよう取り組む。
	（市の役割） ① 運動に関する市営施設の会場の確保。 ② 市広報の掲載、マスコミへの周知・情報提供。 ③ 市民ぐるみのとりくみとするため自治会連合会との仲介、行事参加するなどの仲介をおこなう。

太田道灌を大河ドラマに！推進準備実行委員会 活動計画

平成 28 年 5 月 28 日

1. 目標を達成するために年度ごとに活動計画を立て推進する。

本年度の活動計画は、今年の 4 月 1 日より来年 3 月 31 日までの期間とする。

(1) 署名目標 10 万筆をめざして関連自治体とも協力して活動する。

目途 7 月 16 日までに 8 万筆へ

10 月道灌祭りまでに 10 万筆に

平成 29 年 7 月の第 18 回太田道灌の集いまでに 12 万筆以上 20 万筆めざす。

(2) NHK への陳情 6 月 29 日午後 1 時に制作局長と行う予定。代表 6 人で行う。

2. 「太田道灌を大河ドラマに」関連の行事を開催する～（独自に開催も、また他団体と共催もあります）

活動項目	内 容	備 考
5 月 11 日	道灌市民講座（1 回）	講演尾崎孝先生、「道灌は伊勢原誕生の根拠」
6 月 15 日	道灌市民講座（2 回）	講演尾崎孝先生「道灌 3 3 連勝の方程式」
7 月 6 日	道灌史蹟コース歩く	大慈寺・丸山城コースウオークと座学（観ボラ共催）
7 月 10 日	道灌を語る	講師尾崎孝、太田資暁さん（市民大学講座）
7 月 16 日	道灌の集い	第 17 回道灌の集い（市と共催、13 時より）
7 月 16 日	道灌サミット（3 回）	第 3 回を開催する（午前 11 時より）
10 月 1, 2 日	道灌祭り参加	
10 月 17, 18 日	川越道灌祭り参加	
10 月 24, 25 日	熱川道灌祭り参加	
2 月	市内賛同団体会議	
3 月	4 回道灌サミット開催	
*市内では、毎月第 4 水曜日伊勢原駅北・南口で宣伝署名行動を行う。		
*市観光協会、商工会との連携を図る。		

3. その他の重点計画

(1) 賛同市内団体の構成員への署名の協力を組織する。市観光協会、市商工会、市農協、阿夫利神社、三之宮神社など。

(2) 市内自治会連合会の再度の署名の相談の要請する。（昨年は 13000 余筆の協力）

(3) 都内、県内外の道灌関連自治体の協力を働きかけつつ、とくに、従来賛同をいただいている東京・千代田区、荒川区、埼玉・川越市、越生、静岡・東伊豆町神奈川・鎌倉などへの市民主体の活動の要請など行う。

4. 平成 29 年度の日程を決めて活動を展開する。

5. 実行委員の任務を分担する

第4号様式（第6条関係）

協働事業収支予算書

協働事業名	太田道灌を大河ドラマに！放映を実現する運動
団体名	太田道灌を大河ドラマに！推進準備実行委員会

収入関係

区 分	見積額（円）	積算根拠（数量、単価など）
賛同助成金	100, 000 円	賛同団体に募金を要請する。
一般募金	120, 000 円	日常のつながりでの協力募金。
集会日募金	70, 000 円	集会のたびごとに募金を要請する。
雑収入	30, 000 円	本普及、新冊子普及、道灌 530 回忌記念誌普及代、講演料など。
合 計	320, 000 円	

支出関係

区 分	見積額（円）	積算根拠（数量、単価等）
宣伝費	80, 000 円	宣伝チラシ、しんぶん折り込み代、プログラム代他。
事務・消耗品費	80, 000 円	インク代、紙代、ポスター作製費だいなど。
通信費	50, 000 円	切手、葉書、郵送・輸送代など。
交通費	30, 000 円	車代、交通費など。
その他の事務費	40, 000 円	広告費、電話FAX代、保険料代、資料本代、ニュース発行費など。
講師費	40, 000 円	講師謝礼代、4人分。
支出合計額	320, 000 円	

「太田道灌を大河ドラマに！放映を実現する運動」実施に関する協働事業協定書

伊勢原市（以下「市」といいます。）と太田道灌を大河ドラマに！推進準備実行委員会（以下「実行委員会」といいます。）は、「太田道灌を大河ドラマに！放映を実現する運動」（以下「事業」といいます。）の実施に関し、次のとおり協働事業の協定を締結します。

1 事業の目的

伊勢原市にゆかりのある文武両道の鑑太田道灌を2020年東京オリンピック開催時にNHK大河ドラマで放映することで、伊勢原市をはじめ、関係する地域（関東、静岡）などの地域振興及び観光振興を図り、オリンピックに呼応した「伊勢原のまちおこし」に寄与する。

2 協定の目的

本協定は、事業の実施にあたり、市と実行委員会との間の関係や役割分担、相互協力の内容などを定めるものです。

3 協働に関する原則

市と実行委員会とは、協働の精神に基づいて、お互いに次の原則を遵守します。

- (1) お互いが対等かつ協力的な関係を保つよう心がけます。
- (2) お互いの立場を理解・尊重し、自由に意見を交換できる関係をつくります。
- (3) お互いの活動を理解し、その主体性・自主性を尊重します。
- (4) 個人情報の保護に考慮しながら、協働の過程や結果等の情報を公開し、市民の理解を得るように努めます。
- (5) 多様な市民の意見を集め、中立性・公平性を担保します。
- (6) 一定の時期に事業の効果を検証・評価し、改善を行うとともに、事業の継続の可否についても検討します。

4 役割と責務

(1) 市の役割と責務

ア 情報提供

市は、実行委員会に対し事業の実施に必要な情報の収集、提供及び公開をします。

イ 分担業務

- i 事業実施のための会場の確保に協力します。
- ii 市広報や市ホームページにより、事業の周知を行います。
- iii マスコミへの情報提供を行います。
- iv 市民ぐるみの取り組みとするため自治会連合との仲介をします。
- v 本事業実施にあたって、助言やアドバイスを行います。

ウ 報告書に関すること。

市は、実行委員会が作成した報告書等の内容を真摯に検討し、市政に活かすよう努めます。

(2) 実行委員会の役割と責務

ア 情報提供

実行委員会は、市に対し事業の実施に必要な情報の収集、提供及び公開をします。

イ 分担業務

- i 事業の目的を達成するため、事業を総括します。
- ii 事業実施のため他団体や関連自治体との連絡・調整を行います。
- iii 事業実施のため市民の協力を得て、署名活動を進めます。
- iv 事業実施のための組織運営を図ります。
- v 事業実施のための宣伝活動を行います。
- vi NHKとの陳情・折衝を図ります。
- vii 事業実施のため講座や集いを行います。
- viii その他、事業開催に関わる全てを行います。

ウ 経費の負担

実行委員会は、事業に掛かる費用を負担します。

エ 情報公開

実行委員会は、事業実施の経過・内容・成果などについて、より多くの市民の目に触れるように広く一般に情報公開や情報提供をします。

オ 個人情報の保護

実行委員会は、事業を実施する上で知り得た情報のうち、プライバシーに関するものなどについては、市の個人情報保護条例に基づいて個人情報の保護を行います。

5 相互の連絡調整

市と実行委員会は、相互の連絡調整を円滑に行うため、適宜、連絡調整会議等を開催して協議します。

6 協定の有効期限

本協定の有効期限は、平成29年3月31日までとします。

7 報告書の提出

実行委員会は、事業終了後60日以内に市に対して事業完了報告書を提出するものとする。

8 事業の評価等

市と実行委員会は、事業の実施後に事業の評価を行います。

9 その他

本協定に定めのない事項で、事業を実施する上で必要と認められるものについては、市と実行委員会が協議して定めるものとします。

平成28年 6 月23日

(市)

伊勢原市田中348番地

伊勢原市長 高山 松太郎



(市民活動団体)

太田道灌を大河ドラマに！推進準備実行委員会

実行委員長 三上 利栄

